

船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの策定について ～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

1. 船橋市における動物行政の経緯

- 平成 23 年度に「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を作成し、飼い主のいない猫対策として地域猫活動の普及に努めたが、多くの活動団体で活動地域における合意形成が不十分であったり、ふんの始末をしないこと等から地域住民とトラブルになるなど、地域猫活動に対する理解が得にくい状況になっている。
- 令和元年度の市民意識調査では、約 4 割が「犬や猫に関し困ったことがある」と回答しており、主な困りごととしては「ふん尿等被害」「猫の敷地内への侵入」であった。
- 令和元年度の「所有者の判明しない猫の引取り数」は 250 匹、動物愛護指導センターに寄せられた「犬又は猫に関する苦情件数」は猫 248 件、犬 354 件あった。
- 船橋市動物愛護対策会議を設置し、第 1 回(H28.2.1)から第 11 回(R2.7.29)にて、市の動物愛護管理行政における飼い主のいない猫の実情及び市の関わり方、動物愛護管理法の考え方、災害時対策等の課題を整理・分析して、国の仕組みに照らし合わせた条例改正及びガイドライン改正等について検討を重ねてきた。
- 令和 3 年 3 月に犬猫の適正飼養を含む条例の一部改正を行った。(R3.7.1 施行)

2. 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインのあり方の検討

- 船橋市動物愛護管理対策会議第 11 回までの議論を踏まえ、第 12 回(R3.1.18)から第 13 回(R3.3.23)にて協議
- 現行の「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しの必要性
 - 環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」との比較検討・犬の飼養・管理に関する項目の追加
 - 飼い主のいない猫対策の考え方の整理・地域に合った方法を組み合わせるよう、考え方と複数の方法を示す
 - 法改正、条例改正への対応

3. ガイドラインの見直しの方向性

- 「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指す
 - 環境省のガイドラインに即した内容に見直し全面改定する。
 - 飼い犬及び飼い猫の飼養・管理については、基本的な遵守すべき項目(法・条例・その他適正飼養に係る事項)の他、飼養にあたっての留意点を記載する。
 - 飼い主のいない猫対策について考え方と具体例を記載する。
 - 地域猫活動の実際について具体的に示す。
 - 改正条例の施行に合わせて策定する。(7 月 1 日)

4. 船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの策定（主な内容）

- 船橋市動物愛護管理対策会議第14回(4/21)から第16回(6/2)にて協議
- 下線:環境省ガイドライン *斜体*:市独自に設定

(1) 犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと **新設**

- ライフスタイルの変化や動物の寿命を考慮し、終生にわたり飼養できるかを飼う前によく考えて慎重に判断することを記載した。
- 犬や猫をペットとして迎える際に、保護犬や保護猫を迎えることも検討することを示した。

(2) 飼い犬の飼養・管理について **新設**

- 法、条例に基づく義務等について根拠法令を示して具体例を記載した。
 - 災害対策に備えたペットのための備蓄品や健康管理としつけ
 - 万が一飼いつづけることができなくなった場合の対応 等
- その他の飼養・管理上の留意点について記載した。
 - 伸縮リード等の使用にあたっての注意事項
 - 犬の病気や感染症などの予防 等

(3) 飼い猫の飼養・管理について **改定**

- 環境省のガイドラインに即して改定
 - 飼い犬の飼養・管理と共通する項目
 - 屋内飼養に努めること及びその方法を記載した。

(4) 飼い主のいない猫対策 **改定**

	新ガイドライン	旧ガイドライン
給餌に係る責任	<i>給餌には責任が伴う旨を記載</i>	記載なし
飼い主のいない猫対策	<i>地域の実情により複数の選択肢から組み合わせる実施</i> ①飼猫化 ②TNR ③地域猫活動 ①～③でも解決しない場合は法に基づき引取り、譲渡に努める	地域猫活動のみ
地域猫活動に関する苦情対応	<u>活動の主体者が真摯に対応する</u>	市が行う

(5) 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して **新設**

- 市、市民等、町会自治会、動物病院(獣医師会)、動物取扱業者の立場からの関わり方について具体的な例を示した。